

目次

刊行にあたって.....	2
はじめに.....	12
第一部 「部落史」に学ぶ	
序章 部落史に学ぶ.....	16
第一章 原始社会とくらし	
（1）自然採集時代から初期農耕時代へ.....	18
（2）階級身分の誕生.....	20
第二章 古代社会とくらし	
（1）奴隸制時代から律令制時代へ.....	21
（2）律令身分の成立と崩壊.....	26
（3）古代社会と仏教.....	29
第三章 中世社会とくらし	
（1）貴族時代から武家時代へ.....	32

(2)	被差別民衆と仕事	33
-----	----------	----

(3)	中世社会と仏教	41
-----	---------	----

第四章 近世社会とくらし

(1)	天下統一と兵農分離政策	44
-----	-------------	----

(2)	主従関係と封建身分制	49
-----	------------	----

(3)	江戸幕府の宗教政策と仏教教団	52
-----	----------------	----

第五章 近代社会とくらし

(1)	明治政府と近代身分制	55
-----	------------	----

(2)	融和運動と自主的解放運動	58
-----	--------------	----

(3)	廃仏運動と戦時下の仏教教団	76
-----	---------------	----

第六章 現代社会とくらし

(1)	戦後の民主改革と同和問題	81
-----	--------------	----

(2)	オールロマンズ事件と行政闘争	83
-----	----------------	----

(3)	戦後の仏教教団と「同宗連」の結成	88
-----	------------------	----

第二部 仏教の歴史と人間観の変容

第一章 インドにおける人間観

(1) インドという国	92
(2) 古代インドの宗教と身分階級制度	93
(3) 釈尊のさとりと平等主義	96
(4) 仏教教団の形成と女性の位置	100
(5) インド仏教の変容と多様化―初期仏教・部派仏教・大乘仏教―	102
(6) インドにおける仏教の位置とその終焉	107

第二章 中国における人間観

(1) 中国仏教の展開	110
(2) 中国思想の特色	114
(3) 中国思想と仏教	115
(4) 教相判釈の仏教	119
(5) 現実主義の中国思想と仏教の中国化	120
(6) 祖先崇拜と四恩報恩	123

(7)	郡県制による貴賤観	126
-----	-----------	-----

(8)	平等の救済	127
-----	-------	-----

第三章 日本における人間観

(1)	古代	130
-----	----	-----

(2)	平安仏教	135
-----	------	-----

(3)	鎌倉仏教	145
-----	------	-----

(4)	近世仏教	148
-----	------	-----

(5)	浄穢の構造と展開	151
-----	----------	-----

第三部 釈尊と法然の教え

第一章 釈尊の教え

——釈尊に学ぶ——

(1)	釈尊のさとりとその教え	162
-----	-------------	-----

(2)	釈尊の人間観——人に向けられたまなざし——	169
-----	-----------------------	-----

(3)	釈尊の生命観——生きものに向けられたまなざし——	177
-----	--------------------------	-----

(4)	出家修行者の平等性	181
-----	-----------	-----

第二章 法然の教え―平等往生

一、浄土宗の根本―すくい―

(1) 法然当時の仏教界(八宗・九宗)	187
(2) 鎌倉新仏教の先駆者としての法然	188
(3) 法然はなぜに新宗を開いたのか	189
(4) 三学の仏教とは	191
(5) 三学非器の自覚	192
(6) 人はみな凡夫	195
(7) 凡夫のための他力本願の発見	196
(8) 念仏の条件は人によらない	197
二、おのれのすがた―深心―	
(1) 念仏者の自覚―三心―	200
(2) 深心とは	201

①おのれのすがた―信機―

②おのれのための阿弥陀さま―信法―

(3)	業の束縛からの脱却	204
(4)	教化の立場における法然	205
(5)	女人往生Ⅰ	207
(6)	女人往生Ⅱ	209

三、慈悲の前の平等

(1)	阿弥陀さまの本願とは	213
(2)	阿弥陀さまの極楽世界	215
(3)	阿弥陀さまの第十八願	216
(4)	その他の善行	218
(5)	亡き人への回向	220
(6)	九段階の往生	221
(7)	往生の条件が戒だったら	222
(8)	お念仏の効能	223
(9)	小結	224

第四部 仏教教団の過誤と差別へのめざめ

第二章 浄土宗の差別事象

(1)	江戸幕府と仏教教団	228
(2)	『無縁慈悲集』	231
(3)	『無縁慈悲集』の内容	232
(4)	差別戒名の事例	234
(5)	差別戒名に関する書籍	238
(6)	『無縁慈悲集』の成立	240
第二章	差別戒名改正に向けて	

一、戒名の実態

(1)	『無縁慈悲集』や他の手引書などを参考にしたものと思われる差別戒名	243
(2)	典拠不詳の差別戒名	246
(3)	通常戒名が転用され差別戒名とされた例	246
(4)	文字数の少ない差別戒名	246
二、差別戒名への取り組み		247

三、差別戒名物故者追善法要	253
第三章 啓発活動と今後の課題	
一、浄土宗の取り組み	255
（1）組織関係	256
（2）人権・同和教育関係	257
（3）人権・同和啓発関係	260
（4）外部団体との関係	265
二、近年の差別事象	265
（1）教区からの報告書より	266
（2）今後の課題	269
（3）おわりに	272
第四章 差別のない社会へ	
一、「同宗連」宣言の意義	274
二、浄土宗21世紀劈頭宣言	278
三、浄土宗21世紀人権アピール	281
年表	284

はじめに

「仏教」は、紀元前五世紀頃にインドで生まれた釈尊によつて、人間が仏になる道を説かれたものです。そして、それは煩悩^{ぼんのう}ゆえに欲望多い生き方をしている人間に対し、釈尊が身につけたさとり境地に達すれば、一切の迷いや苦しみから解放されるという教えであり、また、あわせて人間といえども自然の中の一物に過ぎないことから、自然と一体化した下でのさとの境地を求めていく大切さを説かれたものです。

これに対して「人権」は、中世ヨーロッパ社会における市民革命などを経て獲得された人間の権利のことです。すなわち、それは一七世紀におけるイギリスのピューリタン革命（一六四〇～一六〇年）や名誉革命（一六八八～一六八九年）、さらには一八世紀におけるアメリカの独立戦争（一七七六～一八三年）ならびにフランスの市民革命（一七八九～一七九九年）などを経て、人間は生まれながらにして自由と平等の権利を有しているとの思想を確立し、また、それは人間が幸せに生きていくためには、欠かすことのできない権利であることを内外の社会に向けて宣言したものです。

このように、仏教も人権も共に人間が幸せに生きていくことを目指しています。しかし、

ともすれば現在の社会においては、この両者が乖離^{かいり}しているかのよう捉えている人が少なくありません。そのため、このように捉えている人たちが非難したり批判するだけではなく、この両者の繋がり^{つな}を互いが深めていくことに努め、あわせて宗祖法然上人が説かれた平等往生の教えが人権・同和問題の解決にとつても不可欠なものであることを理解するため、命の尊厳の大切さと共に生きるための心の開発を願って作成したのが今回のテキストです。

なお、本文中の人名については、混乱をさけるため、敬称・尊称等を略させていただきました。

第一部

「部落史」

に学ぶ

序章 部落史に学ぶ

部落史とは被差別部落（「同和地区」）の歴史です。そして、それはまた日本の歴史なのです。なぜなら、第二次世界大戦の終結前までの歴史学習は、差別や人権に関わる部分は全くといってよいほど省かれていたからです。これでは決して正しい日本史を学んだとはいえません。また「歴史」とは、人間が歩んできた暮らしの過程であり、人間がつくってきたものです。それゆえに「歴史に学ぶ」ということは、人間の歩んできた過去を正しく検証し、その上で現在を的確に捉えて未来を展望していくことです。とりわけ部落史は、そんな学び方の必要性を強く示しています。

そこで、このような視点から日本社会の移り変わりを辿^{たど}ってみますと、多くの国の歴史にも見られるように、ある特定な人間集団が他の人間集団を支配した時に階級社会が生まれ、支配層と被支配層とに分けた身分がつくられています。すなわち、権力と富とを手にした支配層に属した少数者の集団が、その力をもって被支配層に属する多数者の集団を屈服させ、加えて幾つかの身分を設けて上下の序列を制度化することによって、さらに被支

配層に対する支配を容易にしました。

ところで、もともと「身分」と「階級」は次元の異なる概念の言葉なのですが、この場合のように身分と階級とを関連づけ、あたかも一体化したような概念に捉えさせる身分のことを「階級身分」または「政治的身分」と呼びます。これに対して、今日のような支配と被支配との関係をもたない社会での身分を、「非階級身分」または「社会的身分」と呼び、それは個人が属している社会の中で、いかなる社会的地位を占めているかを示しているだけのものです。

しかし、このような社会であつても、ある特定の個人や集団に対して、正当な理由をもたずして他の個人または集団と区別して不利益を及ぼすような扱いをした場合、それは、先の階級社会における差別と同じような結果をもたらせます。そうしたことから「部落史に学ぶ」ということは、今日、なお存在している部落差別の問題を正しく学ぶことによって、身近にある様々な差別問題に気づき、それらを自らの問題として捉えることのできる感性を培っていくことです。それがまた、人間の尊厳を築いていく歴史の道に繋がるものと信じます。

第一章 原始社会とくらし

(1) 自然採集時代から初期農耕時代へ

私たちが住んでいる地球が誕生したのは、約四十五億年前だといわれています。そして、その地球上に生物が住むようになったのは約三十億年前で、さらに人類が誕生したのは約二百万年前頃だといわれています。また、その地球上には幾度かの氷河時代が訪れており、最も近い氷河時代は、今から二百万年前頃から始まり現在に至っている第四紀の氷河時代です。しかし、この氷河時代においても氷期（氷河が温帯地域まで広がる時期）と間氷期（氷河が南北両地域に限られる時期）が繰り返されており、そして、厳しい寒さに耐えてきた人類を初めとする生物だけが現在に生き残っているのです。

また、人類が誕生した頃の日本列島はまだ大陸と陸つづきでしたが、それが約一万一千年前頃から始まった第四紀氷河時代における最後の間氷期において、地球上の気温が上昇して大陸を覆っていた氷を融解し、それに伴う海面の上昇によって弧状の列島が形成されたのです。

また、その頃の人間は主として獣や貝や魚を捕り、木の実などを採って食べていました。

さらに、そうした食べ物を容易に手に入れるために、石や動物の骨を加工して捕獲用の道具を作り、それらを使ってみんなが必要とする食物をみんなで調達し分け合って食べていました。それは互いが財産を共有するという立場から、獲得物も平等分配するという原始共同体的社会でした。そうしたことから、当時は身分や階級などといったものは必要ありませんでした。しかし、やがて後続する縄文時代（紀元前数千年前～同三世紀頃）に入ると仲間の人数も増え、それに伴い狩猟・漁撈・採集ぎょうらうなどの生活も本格化するようになり、暮らしに便利な道具や住まいも工夫され、とりわけ、煮炊きが容易にできる縄目模様のついた縄文土器や、家族が快適に過ごせる竪穴住居などが造られるようになったことから生活の様式も徐々に変わっていきました。

その後、弥生時代（紀元前三世紀～紀元三世紀頃）を迎える頃には朝鮮半島や中国大陆から稲作と金属器が伝えられ、農耕を主とする生活や金属器を使った暮らしが始まり、加えて薄型で形が整い多様に使える弥生土器が造られたことなどから、それまでの社会はいつそう大きく変わっていきました。

そして、さらに二世紀ぐらいの間に日本列島の大半に農耕技術が伝わり、それまでの自然採集経済社会は水田耕作を中心とした初期農耕経済社会へと移行していきました。

(2) 階級身分の誕生

その後、いつそう仲間も増えて社会集団が大きくなつてくると、より生活財も必要とされたことから仕事の分業化も進み、農耕を専らとする者、農耕具製造を専らとする者、さらには、それらの指揮監督することを専らとする者など、それぞれが決められた仕事を分担して働くようになりました。そんな下で指揮監督を専らとする者は必然的に強い力をもつようになり、富の分配においても多くのものを獲得したことから、次第に支配層へと成長していきました。また、それまでの社会的身分も徐々に支配層と被支配層との身分に分けられ、階級社会の進行とともに階級身分（政治的身分）へと質的变化を遂げていきました。

一方、原始社会においては、洋の東西を問わずアニミズム（精霊崇拜）信仰が盛んな時代であつたことから、太陽・星・雷・暴風・地震などの自然現象から山川・草木・鳥獸などに至るまで、すべてのものには靈魂が宿つているとの考えがもたれていました。従つて、これら靈魂の怒りを鎮めるための呪術や祈禱^{きとう}などを専ら行う者も現れ、なかには、指揮監督を専らとする者と同じような強い力をもつようになり支配層へと成長していく者も出てきました。

第二章 古代社会とくらし

(1) 奴隷制時代から律令制時代へ

中国古代の書物である『漢書地理誌』には「夫れ楽浪海中に倭人あり。分かれて百余国をなす。歳時を以つて来たり献見す」とあり、また『後漢書』にも「建武中元二(五七)年、倭奴国、貢を奉じて朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、賜ふに印綬をもつてす。安帝永初元(一〇七)年、倭国王帥升等、生口百六十人を献じ、謁見を願ふ」とあります。これらの記録から一世紀頃には日本列島の西地域には小国家が群立し、社会も共同共存を主とした同属的構造から、私的所有が認められる隷属を主とした階級的構造へと移行していったことがわかります。

さらに『三国志』の中にある「魏志倭人伝」には、三世紀の中頃に邪馬台国からたびたび魏朝に使節が遣つてきて「大夫」と称して貢物などを献上したので、これに対して魏王は邪馬台国の卑弥呼に「親魏倭王」の称号と金印紫綬を贈つたとあります。また、当時の邪馬台国には、既に「大人」「下戸」「奴婢」の身分があつたことや、階級を初め尊卑の別もあつたことなども記されており、総体的な奴隷制国家の原型がつくられていたものと考